

「日本の“帰化”制度、その問題点」調査報告書(案)

2006/12/11

報告者：貴傳名秀紀・林毅・前田竜也

目次

1、はじめに

「そもそも“帰化”申請って何？」

「“国籍”って何？」

「日本人になるにはどうしたらいいの？」

知っているようで知らない、誰にも聞けない…そんな初歩的な疑問を徹底検証する。

2、“帰化”申請の要件と手順

実際に帰化申請するにはどのような要件を満たす必要があり、どのような書類を準備する必要があるのだろうか？

3、現場(現状の問題点)

実際に現場の声に耳を傾け、現状についてさらに理解を深める。

4、私見

今回の調査結果を踏まえて、現状について考察を深める。

1、はじめに

【1】国籍とは？

国家が存在するためには、領土と国民が必要で、国はどの範囲の人をその国の国民にするかを自由に決められる。従って、国によって国籍を与える条件などは異なる。日本では、国籍法という法律によってどんな人を日本国民にするかが決められている。

【2】日本国籍の取得

日本国籍を取得するには出生、届出、帰化の3つ方法がある。

1. 出生により日本国籍を取得する人

- a) 出生のときに父又は母が日本国民であるとき（注1）
- b) 出生前に死亡した父が死亡の時日本国民であったとき
- c) 日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき

（注1）

- ・ 子供が生まれたときに、法律上、親子関係があることが必要。
- ・ 結婚していない日本人の父と外国人の母の場合、胎児認知をすれば、出生のときに日本国籍を取得。
(胎児認知：子供がお腹にいる間に日本人の父親が認知をする)
- ・ 出産後に日本人の父親が認知をした場合、一定の要件を満たせば届出により子供が日本国籍を取得できる。

2. 届出により日本国籍を取得する人(法務大臣に届け出ることによって日本国籍を取得)

- a) 準正(両親の結婚と認知)による日本国籍の取得
- b) 国籍の留保をしなかった場合の日本国籍の再取得
- c) その他

3. 帰化により日本国籍を取得する人(注：これが今回のメインテーマ！！)

日本国籍の取得を希望する外国の人が帰化許可申請をして、日本国籍を取得する方法。法務大臣より帰化が許可されると、官報に告示された日をもって日本人となる。

【3】届出による日本国籍の取得(おおむね次の条件を満たせば、届出による国籍取得が考えられる)

1. 準正（両親の結婚と認知）による国籍取得の届出（国籍法第3条1項）

結婚していない日本人の父親と外国人の母親から生まれた子供は、子供がお腹にいる間に父親から認知されない限り、日本国籍を取得できない。しかし、子供が生まれた後に2人が結婚し、父親が子供を認知した場合(法律上正式な子供になるので)、次の条件を満たせば、届出によって日本国籍を取得できる可能性がある。

[条件]

- (1) 準正子(父母の婚姻と父の認知によって嫡出子となった子)であること
- (2) 20歳未満であること
- (3) 日本国民であったことがないこと
- (4) 父が子の出生のときに日本国民であったこと
- (5) 父が現に(死亡している場合はその時に)日本国民であったこと

2. 国籍の留保届をしなかった人の国籍再取得の届出（国籍法第17条1項）

出生により、日本と外国の両方の国籍を取得した人は、出生届と日本国籍留保の届出をしなければ、出生のときにさかのぼって日本国籍を失う。しかし、日本国籍留保の届出をしなかったことで、日本国籍を失った子供に関しては、次の条件を満たせば届出によって日本国籍を再取得できる可能性がある。

[条件]

- (1) 国外で生まれ、出生によって日本と外国の国籍を取得したが、国籍留保の届出をしなかったことにより日本の国籍を失ったこと
- (2) 20歳未満であること
- (3) 日本に住所を有すること(生活の本拠が日本にあることが必要)

3. 官報に告示され国籍を喪失した人の国籍再取得の届出（国籍法第17条2項）

官報催告を受けたが、国籍を選択しなかったために、日本国籍を失った場合。次の条件を満たせば届出による日本国籍の取得が考えられる。

[条件]

- (1) 官報による催告を受けて国籍選択をしなかったため日本の国籍を失ったこと
- (2) 現在無国籍であるか、日本の国籍の取得によって現在有する外国の国籍を失うこと
- (3) 日本の国籍を失ったことを知ったときから1年以内の届出であること

【4】日本国籍の喪失

1. 自己の志望で外国籍を取得したとき

自分の希望で外国の国籍を選択した時には、自動的に日本国籍を失う。結婚によって、配偶者にその国の国籍を与える国もある。この場合、特段の意思表示をしなくても国籍が与えられたり、その後の届出などで外国籍となることもある。結婚手続の一貫で、国籍取得関係の文書に署名し、結果的に日本国籍を失ったということがないように十分に注意する必要がある。

国によって、手続内容、手順、必要書類などが違うため、「自己の志望により、外国籍を取得した」とみなされるかどうかの問題となることもある。

2. 外国の法令により、その国の国籍を選択したとき

重国籍の日本人が、外国の法令に従いその国の国籍を選んだときには、自動的に日本国籍を失う。

3. 日本国籍の離脱

重国籍の日本人が日本国籍離脱の届出をした場合には日本国籍を失う。

* 日本国籍離脱の効力は離脱者本人だけに及ぶため、配偶者や子供、親族にはその影響は及ばない。

4. 日本国籍の留保をしなかった場合

重国籍者の場合、出生の届出と共に日本国籍留保の届出をしないと、出生のときにさかのぼって日本国籍を失う。

【5】日本人夫婦が、外国で子供を出産した場合

出生の日から3ヶ月以内に、出生の届出をする。(届出期間は、日本で生まれた場合は、出生の日から14日以内だが、外国で生まれた場合は、出生の日から3ヶ月以内となっている)

子供の生まれた国が出生地主義(その国で生まれた人すべてに国籍を与える制度をとっている国：アメリカ、ブラジルなど)の場合には、日本国籍を失わせないために、出生の届出と同時に「国籍留保」の届出が必要となる。この届出をしないとその子供は生まれたときにさかのぼって日本国籍を失ってしまうため、注意が必要。

なお、日本国籍と外国国籍を併せ持つ人は重国籍者になるため、所定の期限までにどちらかの国籍を選択することになる。

【6】重国籍者の国籍選択

- ・重国籍となった時が20歳未満であるとき
⇒22歳に達するまでに、どちらの国籍を取るか選択。
- ・重国籍となった時が、20歳以上であるとき
⇒重国籍となったときから、2年以内に国籍を選択。

注：期限までに国籍の選択をしない場合、法務大臣から国籍選択するように催告を受けたり、時には日本国籍を失うこともある。

【7】国籍の留保とは？

外国で生まれた子供で、出生によって日本の国籍と外国の国籍の両方を取得した子供は、外国で生まれた場合、出生の日から3ヶ月以内に国籍の留保の届出をしなければ日本国籍を失う。そのような事態を避けるための手続きが「国籍留保の届出」。出生届の用紙に「日本国籍を留保する」との記入し、署名捺印することができる場合もある。

参考文献；<http://m-sato.gyosei.or.jp/page054.html>

－ “帰化” とは？ －

帰化：ある国家の国籍を有しない外国人が、国籍の取得を欲して、ある国家がその外国人に対して新たに国籍を認めること。

→帰化と永住ビザとの違い

特別永住者のままでも帰化して日本国籍を取得した場合も、在留資格の更新手続が不要であることや在留中の活動に制限がなくなるのは同じ。但し、特別永住者であっても外国人であることに変わりはない点が日本国籍を取得する帰化の場合と異なってくる。そのため、特別永住者であっても退去強制事由があれば退去強制させられ、再入国許可や外国人登録証の携帯なども必要となる。もちろん、選挙権もない。したがって、特別永住者の場合も外国人としての手続負担について考慮する必要があるため、完全に日本人と同様の手続で生活をしたい場合は帰化を検討するほうが望ましい。

現代の日本における帰化

法務省民事局発表、“過去10年間の帰化許可申請者数、帰化許可者数等の推移”

事項年	帰化許可申請者数	帰化許可者数				不許可者数
		合計	韓国・朝鮮	中国	その他	
平成8年	14,944	14,495	9,898	3,976	621	97
平成9年	16,164	15,061	9,678	4,729	654	90
平成10年	17,486	14,779	9,561	4,637	581	108
平成11年	17,067	16,120	10,059	5,335	726	202
平成12年	14,936	15,812	9,842	5,245	725	215
平成13年	13,442	15,291	10,295	4,377	619	130
平成14年	13,344	14,339	9,188	4,442	709	107
平成15年	15,666	17,633	11,778	4,722	1,133	150
平成16年	16,790	16,336	11,031	4,122	1,183	148
平成17年	14,666	15,251	9,689	4,427	1,135	16

国籍法(昭和 25 年法律 147 号)では、帰化を許可する権限は法務大臣にあり、普通帰化、特別帰化(簡易帰化)、大帰化の 3 種類(この区分名はいずれも通称)が認められている。帰化を望む者は各地の法務局(一部の支局、全ての出張所を除く)又は地方法務局(前同)へ帰化の申請手続を行う。許否の結果が出るまでの期間は個人で異なるがおおむね 1 年半程度を要するとされる。

帰化申請の内容が認められた場合は、法務大臣による許可行為として官報に日本国内の現住所・帰化前の氏名・生年月日が告示(掲載)され、告示の日からその効力を生じることとなる。告示における氏名表記に外国文字(アルファベット・ハングル等)は用いられず、すべて日本語(漢字・平仮名・片仮名)に置き換えて表記される。過去においては、当該告示には帰化前の氏名に加え帰化後の日本名(帰化前に日本的通称名を複数使用していた者についてはそれら全て)が括弧付きで原則併記されていたが、1995 年(平成 7 年)3 月以降は帰化前の氏名だけが記載されるようになっている。

■普通帰化■

次の要件を満たす外国人に対して許可される帰化の通称のことで、婚姻等による日本人とのつながりが無い外国人の場合などがこれに相当する。

- ①引き続き 5 年以上日本に住所を有すること
- ② 20 歳以上で、本国法(帰化前の母国の法令)によって意思能力・行為能力を有すること
- ③素行が善良であること
- ④自己又は生計を一にする配偶者、その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること
- ⑤国籍を有さず、または日本の国籍取得によって元の国籍を失うべきこと
- ⑥日本国憲法施行下において、日本政府を暴力で破壊したり、それを主張する政治活動等に参加を企てたり、それを行なった経験が無い者であること

ただし、自国民の自由意思による国籍の離脱を認めない国が存在する可能性を考慮して、そのような国の国籍を有する者からの帰化申請については、状況により上記 5. の母国籍喪失の可能性を問わない場合もある。

■特別帰化(簡易帰化)■

婚姻等により一定の要件(日本人とのつながり)を満たす外国人などに対して許可される帰化の通称のことで、広義では普通帰化に含まれる。具体的には、次のような緩和措置がある。

- ①日本人の配偶者である場合、居住要件は 5 年以上から 3 年以上に緩和される。
- ②婚姻後 3 年が経過していれば、居住要件は 1 年以上に緩和される。
- ③20 歳未満でも帰化が可能である。

■大帰化■

普通帰化や特別帰化の要件を満たさない(あるいは満たすが本人が積極的に帰化を申し出ない)が、日本に特別の功労のある外国人に対して国会の承認を得て行う帰化の通称のこと。

→国籍法第9条に規定があるが、現行の国籍法施行下(1950年7月1日以降)で認められた例はない。他の帰化のように本人の意思による自発的な帰化でなく、日本が国家として一方的に許可するものであるため、本来の国籍を離脱する義務は課されない。

2、“帰化”申請の要件と手順

1. 帰化の要件

国籍法第4条～第10条には帰化要件が規定されているが、それを簡単に説明すると以下のようになる。

(1) 引き続き5年以上日本に住所を有すること

読んで字のごとく、ここ5年間以上「**続けて**」日本に住んでいる必要がある。したがって、途中で中断があると居住年数は0から数えることになるため注意！

例えば、韓国の方が日本で3年間生活した後一旦帰国して韓国で1年暮らし、それから再び来日して2年経過した、という場合は、日本での生活は続けて2年ということになり、帰化へはあと3年待つことになる。もっとも、以下の場合は、帰化するのに引き続き5年以上日本に住所がある必要はない。

- ① 日本国民であった者の子（養子を除く）で、3年以上続けて日本に住所または居所がある人
- ② 日本で生まれた人で、3年以上続けて日本に住所か居所があり、父母（養父母を除く）が日本生まれの人（で現在日本に住所がある者）
- ③ 10年以上続けて日本に居所がある人
- ④ 日本人の配偶者で、3年以上日本に住所または居所を有し、現在も日本に住所を有している人
- ⑤ 日本人の配偶者で、婚姻の日から3年を経過し、ここ1年以上日本に住所を有している人
- ⑥ 日本人の子で、日本に住所がある人
- ⑦ 日本人の養子で、1年以上続けて日本に住所を有し、縁組の時に本国で未成年だった人
- ⑧ 元日本人で、日本に住所がある人（日本に帰化した後に日本国籍を失った人を除く）
- ⑨ 日本生まれで出生の時から無国籍で、その時から今まで3年以上続けて日本に住所がある人

(2) 20歳以上で本国法によって能力を有すること

但し、(1)の「引き続き5年以上日本に住所を有すること」のところで説明したもののうち、以下のように④～⑨の要件を満たした場合はこの要件を満たす必要はない。

- ④ 日本人の配偶者で、3年以上日本に住所または居所を有し、現在も日本に住所を有している人
- ⑤ 日本人の配偶者で、婚姻の日から3年を経過し、ここ1年以上日本に住所を有している人
- ⑥ 日本人の子で、日本に住所がある人

- ⑦日本人の養子で、1年以上続けて日本に住所を有し、縁組の時に本国で未成年だった人
- ⑧元日本人で、日本に住所がある人（日本に帰化した後に日本国籍を失った人を除く）
- ⑨日本生まれで出生の時から無国籍で、その時から今まで3年以上続けて日本に住所がある人

(3)素行が善良であること

この要件は、通常の日本人の素行と比較して悪くない程度にちゃんとした生活を送れていれば心配無用。しかし、犯罪歴、脱税などはもちろんのこと、交通違反の履歴なども審査の対象になりうるため、注意が必要といえる。

(4)自己又は生計を一にする配偶者その他の親族の資産又は技能によって生計を営むことができること

この要件は、経済的に、普通に暮らしていける程度の資産や技能があれば問題無。

これは、自力で生計を立てることができる人に限られず、例えば夫に扶養されている妻や、親から仕送りを受けている留学生などでもこの条件を満たす。また、扶養者と同居している必要もない。

そして、(1)の要件が緩和される⑥～⑨の要件、つまり

- ⑥日本人の子で、日本に住所がある人
- ⑦日本人の養子で、1年以上続けて日本に住所を有し、縁組の時に本国で未成年だった人
- ⑧元日本人で、日本に住所がある人（日本に帰化した後に日本国籍を失った人を除く）
- ⑨日本生まれで出生の時から無国籍で、その時から今まで3年以上続けて日本に住所がある人

であれば、この要件は必要なくなる。

(5)国籍を有せず、又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと

日本では二重国籍は認められていないため、帰化して日本の国籍を得ると、元の国籍を失うことが必要となる(韓国をはじめ、多くの国では、自国民が他国へ帰化すると当然に国籍を失うことになっている)。しかし、帰化しても元の国籍を失わない国もあり、自分の国の場合はどうか確認が必要である。

Ex : ニュージーランドは外国の国籍を取得した後でなければ自国籍の喪失を認めていない。

ブラジル、インド、ベルギー等は、未成年者については自国籍の喪失を認めない。

→そこで、法律上は、「日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるとき」には、この要件を満たさなくても構わないとされている。したがって、例えば帰化申請者が日本人の配偶者や子供である場合や難民の場合などは、この要件が不要となることがある。

(6)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを企て、若しくは主張し、又はこれを企て、若しくは主張する政党その他の団体を結成し、若しくはこれに加入したことがないこと

単刀直入に言えば、危険な人は帰化できない！

現在、テロ組織や過激派に属していたり、過去に属していた人の帰化は認められない。

(7)日本語の読み書きができること

これは法律に定められているわけではないが、「小学校3年生程度の読み書き」が一応の基準となっているようだ。

これは、帰化すると選挙権が与えられるなど、日本人と同じ権利（義務）が得られるため、日本人と同様のことがある程度できないといけないからだと考えられる。

2. 帰化の手順

日本における帰化申請の流れを簡単にまとめた場合、原則的な流れは以下の通りとなる。

- ①法務局で帰化に関する相談
- ②帰化申請書類の作成・必要書類の収集
- ③法務局に帰化申請書類の提出
- ④法務局による審査開始
- ⑤法務局での面接・必要に応じて追加書類の提出
- ⑥法務省に書類が送付され、最終的な審査
- ⑦法務大臣の決裁
- ⑧結果通知
- ⑨帰化許可後の手続き

大まかな流れは上記のとおりであるが、各項目について詳しくみる。

①法務局で帰化に関する相談

Q、相談はどこにすればいいのか？

A、帰化希望者の住所を管轄する地方法務局の国籍課あるいは戸籍課にて。ただし、帰化希望者の住所が地方法務局の支局の管轄である場合には、その支局が窓口となる。

住所地を管轄する法務局（またはその支局）は、法務省の「法務局ホームページ：管轄のご案内」のサイトで調べることができる。

相談に関して各法務局(またはその支局)で申し込み方法が異なるため、事前に電話による確認が必要。

※各地方法務局の出張所では帰化の相談や申請は取り扱っていないので注意！

(例)大阪市住吉区在住、Aさんの場合

大阪法務局東住吉出張所

〒546-0042 大阪市東住吉区西今川 3-21-17

電話：06-6705-2212～3

Q、帰化に関する相談の際、何を持参したらいいのか？

A、最低限、以下のような書類は持参したほうがよいと思われる。

- ・外国人登録証明書
- ・パスポートまたは再入国許可書(持っている場合のみ)
- ・運転免許書(持っている場合のみ)
- ・会社の登記簿謄本(帰化希望者が会社の経営者や役員である場合のみ)
- ・本国の戸籍謄本
- ・身分関係説明図

※持参する書類等についての詳細に関して事前に電話で確認することが望ましい。

帰化に関する相談では、相談員に帰化希望者の身分事項（出生地・国籍・親族関係等）、職業、過去の法令違反歴（刑事罰や交通違反の有無）などについて質問され、事実関係をありのままに説明していく。身分事項の説明では、もし本国の戸籍謄本や身分関係説明図などを持参しているなら、それらを提示しながら説明するとわかりやすいだろう。これを通じて、帰化希望者が帰化申請の条件を満たしているかどうかを相談員が判断していく。

そして、帰化申請の条件を満たしていると判断した場合、「帰化許可申請書」など、帰化申請書類一式の用紙を配布してくれる。また、添付書類として提出する必要がある書類についての指示がある。

法務局によっては、「帰化許可申請の手引き」といった冊子を配布してくれるところもある。

以上のように、帰化申請書類一式の用紙の配布と提出書類の指示があったら、帰化希望者が帰化申請の条件を満たしていると法務局側が一応(…あくまで一応!!)の判断をしたということになり、いよいよ申請の準備に取りかかることになる。

※管轄の法務局(またはその支局)ごとに相談の進め方は少しずつ違っているため、上記はあくまでも一例に過ぎない。

例えば、先に必要書類の指示を出し、それらがすべてそろった段階ではじめて帰化申請書類一式の用紙を配布してくれる…といった方法を採用する法務局(支局)もある。

②帰化申請書類の作成・必要書類の収集

①の相談で配布された帰化申請書類一式の作成と、提出するよう支持された書類の収集を行う。では…

Q, 帰化希望者(ここからは「帰化申請者」と呼ぶ)はどんな書類を作成すればいいのか?

A, 以下に概略を示す。

(1)帰化許可申請書

帰化申請書類一式の表紙となる書類で、国籍・本籍地・出生地・住所・氏名・両親の氏名など、帰化申請者の身分事項を記載。

また、帰化後に希望する日本の本籍地や氏名(日本名)なども記載。

→帰化許可申請書の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/kikakyoka.pdf>

(2)親族の概要を記載した書面

この書類には、帰化申請者の同居の親族のほか、配偶者、両親(養親を含む)、子(養子を含む)、兄弟姉妹、配偶者の両親、前夫(妻)、内夫(妻)、婚約者などを記載することになっている。

日本に居住している親族と海外に居住している親族は用紙を分けて作成する。

→親族の概要を記載した書面の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/shinzoku.pdf>

(3)帰化の動機書

なぜ帰化したいと考えたのか、その理由について具体的に記載。

原則として帰化申請者本人が自筆(ワープロ不可)する。

→帰化の動機書の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/douki.pdf>

※平成15年7月頃より、「特別永住者」である在日韓国・朝鮮人の帰化申請については、提出書類の大幅な簡素化が図られている。その中でも、「帰化の動機書」の提出が免除された点は大きい変化だと言える。

これまで申請者を悩ませてきた「帰化の動機書」を書かなくてもよくなったということは、大きな朗報といえるだろう。

(4)履歴書(その1)

出生してから現在に至るまでの居住歴・学歴・職歴、身分関係(婚姻・この出生・親の死亡…等)について時系列で記載。

→履歴書(その1)の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/rireki1.pdf>

(5)履歴書(その2)

最近3年程度の出入国歴(海外渡航歴)、有している技能・資格・免許・賞罰(表彰歴や法令違反歴)について記載。

→履歴書(その2)の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/rireki2.pdf>

(6)宣誓書

帰化した後は善良な日本国民となることを宣誓する文書。宣誓文はあらかじめ印刷されているので、申請当日に担当官の面前で帰化申請者本人が日付の記入と署名を行う。

→宣誓書の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/sensei.pdf>

(7)生計の概要を記載した書面(その1)

帰化申請者を含む世帯全体について、申請する前月分についての収入状況(給料・年金等収入種目毎の手取り金額の内訳)などを記載(家計簿的なもの)。また、住宅ローン等の負債がある場合には、借入先、残額、完済予定時期などを記載。

→生計の概要を記載した書面(その1)の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/seikei1.pdf>

(8)生計の概要を示した書面(その2)

帰化申請者を含む世帯全体について、所有している不動産や主な動産(預貯金・有価証券・自動車・貴金属…等)の内訳や金額(時価・評価額等)を記載。

→生計の概要を示した書面(その2)の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/seikei2.pdf>

(9)事業の概要を記載した書面

帰化申請者が個人事業者や法人の経営者・役員である場合に作成。主な記載内容は、直近の決算状況、負債の状況、主要取引先の状況等。

→事業の概要を記載した書面の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/jigyou.pdf>

(10)自宅・勤務先・事業所付近の略図

帰化申請者の自宅や勤務先について略図を作成し、最寄の交通機関からの経路や所要時間などについても記載。過去3年のうちに住所や勤務先等に変更があった場合、前の住所や勤務先についても要作成。

→自宅・勤務先・事業所付近の略図の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/ryakuzu.pdf>

Q、帰化申請者はどんな書類を収集すればいいのか？

A、帰化申請者が収集・提出する書類のうち、主なものは以下のとおり。

(1)国籍・身分関係を証明する書面

■戸籍謄本

本国の戸籍謄本を取り寄せ、日本語の翻訳文を添付する。翻訳者については、正確に翻訳できる人であれば、帰化申請者本人を含め誰でもよいことになっている。ただし、誰が翻訳文の末尾に翻訳者の住所と氏名を付記する必要がある。

※朝鮮籍の在日朝鮮人で、本籍地が不明であったり、北朝鮮の領土内に本籍地がある等の理由で、本国からの戸籍謄本の取り寄せが困難な場合はその旨を法務局に説明し指示に従う。

■日本の戸籍(又は除籍)謄本

以下に該当する場合、該当する日本国民の方についての「日本の戸籍(又は除籍)謄本」を取り寄せて提出する。

- ・ 帰化申請者の配偶者（元配偶者、内縁関係を含む）が日本国民である場合
- ・ 帰化申請者の子（養子）が日本国民であるとき
- ・ 帰化申請者の婚約者が日本国民であるとき
- ・ 帰化申請者の父母（養父母）が日本国民であるとき
- ・ 帰化申請者が日本国民であった人の子であるとき
- ・ 帰化申請者が日本の国籍を失った人であるとき
- ・ 申請者の親兄弟の中で日本に帰化をした人がいるとき

■日本で発生した身分事項に関する証明書

帰化申請者が日本で出生、婚姻、離婚、養子縁組などを行っている場合や、帰化申請者の両親が日本で婚姻、離婚、死亡している場合には、それぞれの身分事項に関する「戸籍届書記載事項証明書」等を取り寄せて提出。

具体的には以下のような証明書が該当。

- ・ 出生届の記載事項証明書
- ・ 死亡届の記載事項証明書
- ・ 婚姻届の記載事項証明書
- ・ 離婚届の記載事項証明書（裁判離婚の場合には、調停調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本も必要）
- ・ 親権者変更届等の記載事項証明書（裁判離婚の場合には、調停調書の謄本又は確定証明書のついた審判書若しくは判決書の謄本も必要）
- ・ 養子縁組届の記載事項証明書
- ・ 認知届の記載事項証明書
- ・ 就籍届の審判書

※身分事項が日本国民との間に発生した場合で、「日本の戸籍（又は除籍）謄本」を提出する場合には、これらの証明書の提出は不要。

■パスポート・再入国許可書のコピー

※提出時（帰化申請時）にパスポート又は再入国許可書の原本を持参して原本照合を受ける必要がある。

(2)住所を証明する書面

■外国人登録原票記載事項証明書

帰化申請者及び同居している外国籍の人全員について、居住地の市区町村長が発行した外国人登録原票記載事項証明書を取り寄せて提出。

※同居していない親族の分についても提出が求められる場合があるので、法務局の指示にしたがって収集すること。

※必ず記載しておくべき項目が以下のとおり指定されているため、市区町村に請求の際には注意！

- ・ 出生地
- ・ 上陸許可の年月日
- ・ 過去5年間の居住歴（過去5年間に住所移転のない場合には、現住所地に住所を定めた年月日）
- ・ 在留資格及びその期間

- ・氏名・生年月日を訂正している場合には、訂正前の事項とその訂正年月日
- ・外国人登録番号

■住民票

帰化申請者の配偶者（内縁の夫・妻を含む）や子供、同居者の中に日本人がいる場合には、その人の「住民票」を取り寄せて提出。

(3)収入・資産・事業に関する各種証明

収入関係

■在勤及び給与証明書

帰化申請者や配偶者その他生計を同じくしている親族が給与・報酬等の収入によって生活している場合、「在勤及び給与証明書」を勤務先の会社等で作成してもらい提出する。通常は法務局から所定の用紙が配布されるのでそれを利用。

→在勤及び給与証明書の見本

<http://www.k-sup.net/kika/flow/zaikin.pdf>

※平成15年7月頃より、「特別永住者」である在日韓国・朝鮮人の方の帰化申請に際しては、「在勤及び給与証明書」については「社員証のコピー」+「給与明細のコピー」で代替してよい…との措置が取られるようになった。ただし、この措置は「東京法務局」におけるもので、他の法務局についても同様の措置が取られているかどうかは未確認。

■源泉徴収票

帰化申請者や配偶者その他生計を同じくしている親族が給与・報酬等の収入によって生活していて、給与・報酬等から税金を源泉徴収されている場合、会社等源泉徴収を行っているところから「源泉徴収票」を発行してもらい提出。

■納税証明書・確定申告書控え等

給与所得者である場合や事業経営者（法人又は個人）である場合など、帰化申請者や配偶者その他生計を同じくしている親族の職業の状況によって提出すべき書類が異なってくる。

「納税証明書等添付書類一覧表」をもとに法務局から指示のあった書類を取り寄せて提出。

→納税証明書等添付書類一覧表

<http://www.k-sup.net/kika/flow/tax.htm>

資産関係

■不動産登記簿謄本

帰化申請者や配偶者その他生計を同じくしている親族が土地・建物等の不動産を所有している場合、該当する土地・建物等の「不動産登記簿謄本」を取り寄せて提出。

■預貯金現在高証明書又は預貯金通帳のコピー

帰化申請者や配偶者その他生計を同じくしている親族に預貯金がある場合、預貯金先の銀行・郵便局等から「預貯金現在高（残高）証明書」を取り寄せて提出、または「預貯金通帳のコピー」を提出。

※預貯金通帳のコピーを提出する場合には、提出時（帰化申請時）に預貯金通帳の原本を持参して原本照合を受ける必要あり。

※平成15年7月頃より、「特別永住者」である在日韓国・朝鮮人の方の帰化申請に際し、預貯金現在高証明書又は預貯金通帳のコピーの提出を免除する措置が取られるようになった。ただし、この措置は「東京法務局」におけるもので、他の法務局についても同様の措置が取られているかどうかは未確認。

事業関係

■許認可証明書（事業免許等）

帰化申請者が許可・認可・免許等を要する事業の経営者や役員である場合、許可・認可・免許等を受けた官公署の長が発行した「許認可証明書（事業免許）」又はそのコピーを提出。

※コピーを提出する場合には、提出時（帰化申請時）に証明書の原本を持参して原本照合を受ける必要がある。

■商業・法人登記簿謄本

帰化申請者が会社や法人の役員である場合には、当該会社や法人の登記簿謄本を取り寄せて提出。

(4)その他の提出資料

履歴書（その1・その2）の記載内容を立証する資料

■最終卒業証明書又は卒業証書

帰化申請者の最終学歴に関する「卒業証明書」を取り寄せて提出、又は手元にある「卒業証書」のコピーを提出。帰化申請者がまだ在学中である場合は、在学している学校から「在学証明書」を取り寄せて提出。

※卒業証書のコピーを提出する場合には、提出時（帰化申請時）に卒業証書の原本を持参して原本照合を受ける必要がある。

※平成15年7月頃より、「特別永住者」である在日コリアンの方の帰化申請に際し、「最終卒業証明書又は卒業証書」の提出が免除されるようになった。ただし、この措置は「東京法務局」におけるもので、他の法務局についても同様の措置が取られているかどうかは未確認。

■技能・資格・免許等に関する証明書

帰化申請者が一定の技能・資格・免許等を有している場合には、その「技能・資格・免許等に関する証明書」を提出。

※証明書のコピーを提出する場合には、提出時（帰化申請時）にその原本を持参して原本照合を受ける必要がある。

■自動車運転免許証のコピー

帰化申請者が自動車運転免許を有している場合には、「自動車運転免許証のコピー」（表・裏とも）を提出。

※提出時（帰化申請時）に自動車運転免許証の原本を持参して原本照合を受ける必要がある。

■運転記録証明書

帰化申請者が自動車運転免許を有している場合（運転免許の取り消しを受けた場合も含む）、自動車安全運転センターから「運転記録証明書」（過去5年間にに関するもの）を取り寄せて提出。

その他の参考資料

■スナップ写真

帰化申請者及び同居の親族等のスナップ写真（通常2～3枚程度）の提出を求められるのが一般的であり、法務局の指示にしたがって準備の上、提出。

※上記以外にも参考資料として他の書類等の提出を求められる場合があるため、法務局の指示にしたがって準備し提出する。

③法務局に帰化申請書類の提出

②の作成・収集すべき書類がすべて準備できたら再び住所地を管轄する法務局（又はその支局）に出向き、帰化申請書類の提出を行う。

書類に不備がなければ帰化申請が受理され、受理されると「連絡票」と呼ばれる紙が交付される。（「連絡票」という呼称は東京法務局や横浜地方法務局での例であり、他の法務局（またはその支局）では呼称が異なる場合がある）

Q、「連絡票」って？

A、主に以下のような情報が記載されている。

- ・受付年月日
- ・受付番号
- ・担当係名又は担当官の氏名
- ・帰化申請後の注意事項

※帰化申請後の注意事項の中で「提出した書類の内容に変更が生じた場合」は特に注意が必要であり読んでおくこと！

例えば、以下のような変更があった場合には必ず担当官に連絡をして指示を受ける必要がある。

- (1) 住所を変更したとき
- (2) 在留資格・在留期間の更新をしたとき
- (3) 日本から出国するとき（出国前・出国後）

※帰化申請後に旅行や出張で海外に渡航する場合、出国前と出国後に担当官あて連絡をする必要があります。

- (4) 婚姻・離婚・養子縁組・認知等の身分行為があったとき
- (5) 子が生まれたとき
- (6) 勤務先を変更したとき

④法務局による審査開始

③で帰化申請が受理されると法務局による審査が開始される。この時点で帰化申請者はひとまず煩雑な作業から解放され、あとは③の「帰化申請後の注意事項」に十分注意しながら審査の進捗を待つ。

※場合によっては、この段階で担当官から「追加書類」提出の指示がある場合もあるので、その場合には指示にしたがって書類を作成又は収集し、準備出来次第提出。

⑤法務局での面接・必要に応じて追加書類の提出

④の審査開始後しばらくすると、法務局の担当官から「面接」の呼び出しの連絡が入るので、指定された日時に管轄の法務局（又はその支局）に出向いて面接を受ける。

Q、面接の目的は？

A、申請内容の確認・日本語能力の確認

⑥法務省に書類が送付され、最終的な審査

⑤の面接も終わり、管轄の法務局での審査が終了すると、帰化申請書類はすべて法務省（本省）に送付される。ここで帰化を許可するか否かの「法務大臣決済」に向けた最終的な審査が行われる。

⑦法務大臣の決済

⑥の最終的な審査が終わると、いよいよ「法務大臣決済」が行われる。この時点で「許可」か「不許可」かが決定。

⑧結果通知

⑦の「法務大臣決済」で決定された結果が帰化申請者本人に通知される。

→許可の場合

（１）官報告示

帰化が許可された場合には、その事実が「官報」に告示される。具体的には、以下のような文面で帰化が許可された事実が官報に掲載される。

○法務省告示第▲▲▲号 左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。 平成15年▲月▲日 法務大臣 野沢太三 住所 東京都新宿区新宿▲丁目▲番▲号 李▲▲ 昭和50年▲月▲日生

帰化は、この官報告示の日から効力を生じることになる。

（２）許可の通知

帰化が許可された場合には、（１）の官報告示と並行して法務省から管轄の法務局にその旨の通知がなされる。それを受けて管轄の法務局から帰化申請者本人に「帰化の許可通知」が交付される。あわせて、（３）の「帰化者の身分証明書」の交付日が指定されます。

→「帰化の許可通知」の例

(3) 「帰化者の身分証明書」の交付

(2) で交付日の指定を受けた帰化申請者は、指定された日に管轄の法務局に出向き、「帰化者の身分証明書」の交付を受ける。

→ 「帰化者の身分証明書」の例

→ 不許可の場合

帰化が許可されなかった場合、法務省から管轄の法務局にその旨の通知がなされる。それを受けて管轄の法務局から帰化申請者本人にその旨の通知がなされる。

⑨ 帰化許可後の手続き

帰化が許可された場合、以下の手続きをとる必要がある。

■ 市区町村への帰化届

(届出先)

帰化した人の住所地の市区町村に提出。あるいは帰化後の本籍地の市区町村に提出してもよいことになっている。

(届出期間)

法律上、官報告示の日から1か月以内に届出をしなければならないことになっている。(戸籍法第102条の2) ただ、実務上は法務局から「帰化の身分証明書」の交付を受けた日から1か月以内に届出をすればよいとされている。

(添付書類)

法務局から交付を受けた「帰化の身分証明書」を添付する。

(帰化届の書式と記載事項)

「帰化届」の用紙は、法務局から「帰化の身分証明書」が交付される際にあわせて配布される(おそらく…)のでそれを利用。また、通常、市区町村役場にも備え付けられているのでいつでも配布を受けることができる。

記載事項は、さまざまな戸籍の届出に共通する一般事項(戸籍法第29条)のほか、帰化届の特有の届出事項としては主に以下のようなものがある。

- ・ 帰化許可の告示の年月日
- ・ 帰化の際に有していた外国の国籍
- ・ 父母(配偶者)の氏名及び本籍、父又は母(配偶者)が外国人であるときは、その氏名及び国籍

→ 「帰化届」の例

■ 外国人登録証明書の返納

帰化が許可された場合には、官報告示の日から日本国籍を取得し外国人ではなくなるので、外国人登録は不要となる。そこでこれまで有していた外国人登録証明書は居住地の市区町村役所に返納しなければならない。届出期間は「帰化の身分証明書」の交付を受けた日から14日以内で、「外国人登録証明書返納届」に外国人登録証明書を添付して提出する。

→「外国人登録証明書返納届」の例

<http://www.k-sup.net/kika/flow/gaihennou.pdf>

■ 再入国許可書の返納

「再入国許可書」の交付を受けている人については、その「再入国許可書」を居住地を管轄する地方入国管理局(又はその支局)に郵送又は持参して返納する。

ざっと帰化申請の流れについてまとめてみたが、とても根気のいるもので面倒な手順を踏まなければいけないことは一目瞭然だろう。

3、現場訪問（2007年1月6日土曜日）

■ 訪問の目的 ■

調査を進めていく中で生じる様々な疑問。専門家の方を訪問し、意見を伺うことにした。この機会に、現場ならではの“声”も聞くことが出来るなら有意義なものとなるだろう。

■ 訪問先 ■

A S C 申請支援センター
行政書士：吉田秀明先生

■ 訪問内容 ■

まず特別永住者の方は、心は日本人であるにもかかわらず帰化という制度を利用しなければならないということ自体に不満があり、その観点から帰化制度をみると、「なぜわざわざ帰化申請をしないと日本人として認められないのか」と不満を持つ人も少なくないようだ。

しかし、「だからこそ帰化制度を利用して立派な日本人だということを主張するのだ」という姿勢で取り組むべきだ、という吉田先生の観点から帰化制度を見つめていく。

①制度におけるプライバシーの保護について

私達は当初、帰化申請の中で様々なプライバシーを国に提出しなければならないことについて“プライバシーの保護”という観点から問題があるのではと考えていたが…

→特に自分の過去の犯罪歴や自分の貯蓄まであかさなければならぬという点については、まず生活していなければ国が税金で保護していかなければならぬと、大量にそういう人たちが帰化してしまうと日本の国自体も困ることになるために知る必要があると言え、日本においてはその申告が自己申告なのでむしろよいとの見解。

②申請数および不許可数が、私達が考えていた数よりもはるかに少なく、申請すれば皆許可がおりるのかと安易に考えていたが…

→この数字(前述の表)はおそらく東京の機関に着いてからの数字であるため、本当の数の母体とはなっていない。たいていは事前相談の段階で申請をとりやめる…もしくは、受付までに落ちるためこの段階が一つの壁と言える。

そして、さらに面接から東京へ発送されるかどうかにもう一つの壁がある。というのも一度不許可がおりると再申請したときに許可がおりる可能性が下がってしまうため、許可がおりないと判断した場合には送らずに取り下げをすることがあるようだ。

この壁を乗り越えて発送されると許可がほぼおりるといっても過言ではないそうだ。

③自由裁量の問題について外務大臣に自由裁量があたえられているということは、勝手な判断で許可、不許可がきまってしまう恐れがあるのでは？

→自由裁量があることの方が「むしろ良い！」とのこと。例えば結婚などの特別な事情がある場合には申請の許可を早くだしてくれるということもあるようだ。

確かに悪い方向にを使えば私情をもちこんで不許可にすることもできるかもしれないが、もしそのようなことをするなら社会問題として取り上げられ、大きな議論を起こしてしまい自分で自分の首を絞めかねない。たとえ自由裁量だといっても明確な理由がなければ不許可にはできないため、これといって問題はないようだ。

— 補足 —

帰化申請自体は無料でできるが、行政書士に頼むと相場は20～30万円くらいで、今は各行政書士が自由に値段をつけられるようで、吉田先生の場合15万円程でもしてもらえるそうだ。

そして、帰化申請がおりるまでの期間としては約1年くらいだが、これも担当してもらおう行政書士さんによって早くなったりもするそうだ。(つまり、行政書士の力量次第ってこと?!)

結論としては、「日本ほど帰化しやすい国はない！帰化申請とは、いかに自分が日本人にふさわしいかを資料を提出することで、胸を張って知らせるという感覚で行うものである。さらに、日本では要件をみたしていることを証明する必要はなく、ある程度わかってもらえればそれで良く、帰化申請の制度自体は大して問題ない！」とのこと。

ただ、しいて言うなら帰化申請の結果が官報にのってしまうために不特定多数の人に知られてしまうのでやや問題なのだとか…

→訪問先のASC申請支援センターの詳しい情報についてはコチラ

<http://office-yoshida.cool.ne.jp/ascform.html>

4、私見

以上の点から帰化制度というものは問題があるように思えるが、よくよく考えてみるとそうでもないようだ。

帰化という制度においてまず申請に必要な要件には決して無駄なものはなく、全て日本という国で生きていく中で必要なものである。国家の安全を守るうえで必要であったり、国の財政を守るうえで必要であったりするのだ。プライバシーや自由裁量のように一見問題がありそうに思えても、それが帰化する人にとってはマイナスなものではなくむしろプラスのものであるのだ。

つまり帰化申請とは自分のことを全て明みにだして丸裸にされるというものではなく、むしろ自分はこの間にも日本人としてふさわしいのだとアピールするものである。

参考文献

<http://www.k-sup.net/index.shtml>

<http://www4.tokai.or.jp/office-otaka/naturalization.html>

<http://office-yoshida.cool.ne.jp/>

<http://immigration.dreamblog.jp/>

<http://m-sato.gyosei.or.jp/page054.html>